

令和6年度

事業計画の概要と 赤十字活動推進の手引き



赤十字活動資金へのご協力をお願いします



日本赤十字社 千葉県支部
Japanese Red Cross Society

目 次

1	赤十字活動の推進にご協力いただく皆様へ	1
2	日本赤十字社千葉県支部令和6年度事業展開について	2
3	赤十字活動資金募集の手順	10
4	個人の皆様を対象とした活動資金募集	11
5	法人・団体の皆様を対象とした活動資金募集	12
6	赤十字Q&A（よくある質問と回答例）	13
7	ご参考に（税制上の優遇措置一覧、表彰一覧）	16
8	日本赤十字社千葉県支部の活動費の総額と内訳（令和6年度）	17
9	赤十字のおこり	

1. 赤十字活動の推進にご協力いただく皆様へ

赤十字活動の推進につきましては、平素から格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年度も皆様方のご協力により、千葉県内の赤十字活動の推進はもとより、令和6年能登半島地震に対しては、当支部からも医療チームを現地に派遣し、被災者のいのちと健康を守ることに貢献することができました。



▲令和6年能登半島地震における巡回診療

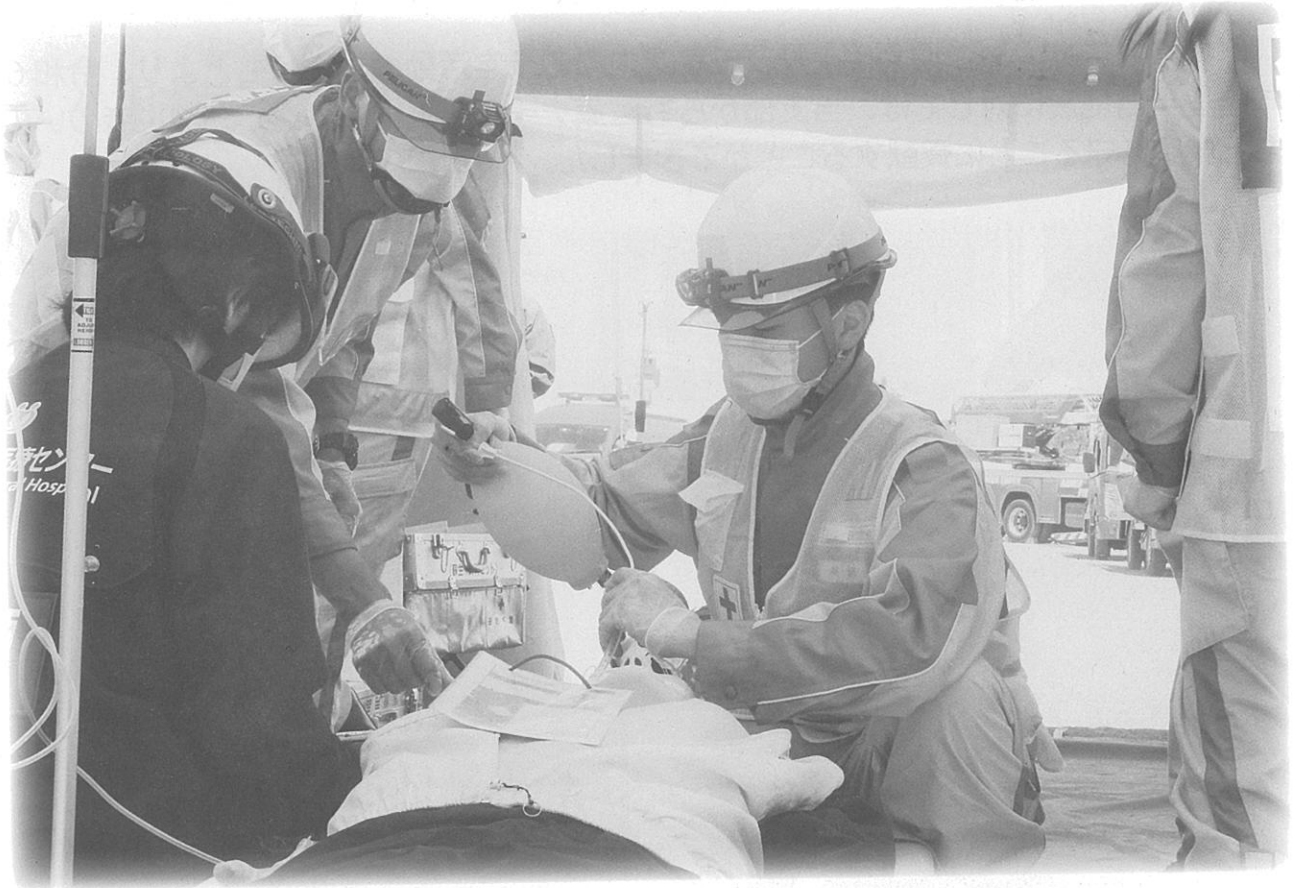
赤十字は、「中立」・「独立」の立場で人道的活動を行うため、公的資金によらず、皆様からの寄付金を活動資金としております。

お集めいただいた活動資金は、災害救護活動や救援物資の備蓄、講習普及事業やボランティア活動等の赤十字活動に大切に使用させていただきます。

つきましては、赤十字の使命をご理解いただき、皆様方からの継続的なご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2. 令和6年度の主な事業

国内災害救護



令和6年度は、日本赤十字社第2ブロック支部総合訓練の当番支部となります。総勢100名を超える赤十字の医療チームが千葉県に参集し、訓練を行います。

その他、災害医療に関する訓練を10回、研修会を19回、開催または参加する予定です。



<令和6年度の主な訓練>

- 日本赤十字社第2ブロック支部総合訓練(当番県)
- 利根川水防演習(当番県)
- 九都県市合同防災訓練 千葉県及び千葉市会場
- 航空機事故消火救難訓練
- 千葉県国民保護共同実動訓練
- 千葉海上保安部合同訓練
- 千葉高速自動車国道等消防協議会合同訓練 等

<令和6年度の主な研修>

- 日赤災害医療コーディネイト研修会
- 災害救護看護師・主事養成研修会
- 緊急車両等運転研修会

等

災害救護用資機材の整備



▲災害救援物資拠点倉庫



＜令和6年度の主な整備資機材＞

- ・災害救援物資拠点倉庫修繕
- ・成田赤十字病院配備災害救援車両
- ・地区分区配備災害救援車両
- ・災害救護用パソコン
- ・災害時レントゲンフィルム
- ・災害時検査試薬
- ・小型電動階段台車

等

◀災害救援車両（成田赤十字病院配備）

防災・減災啓発活動



当支部は、災害救護だけでなく、災害による被害そのものを減らすため、赤十字防災セミナーを開催しています。

令和6年度は、同セミナーの指導者拡充のため、指導者養成研修を開催します。

赤十字防災セミナーとは

赤十字防災セミナーは、災害が発生したときに予想される被害、避難生活などの課題を具体的にイメージしながら、いのちを守る方法を、地域に密着した形で学ぶことができるセミナーです。

講習普及事業



救急法

救急法は、「基礎講習」と「救急員養成講習」の2種類があります。

基礎講習では、手当の基本、人工呼吸や心臓マッサージの方法、AED（自動体外式除細動器）を用いた電気ショックなどを習得できます。

救急員養成講習では、日常生活における事故防止や止血の仕方、包帯の使い方、骨折などの場合の固定、搬送、災害時の心得などについての知識と技術を習得できます。

<令和6年度の主な計画>

■一次救命処置等救急法の普及

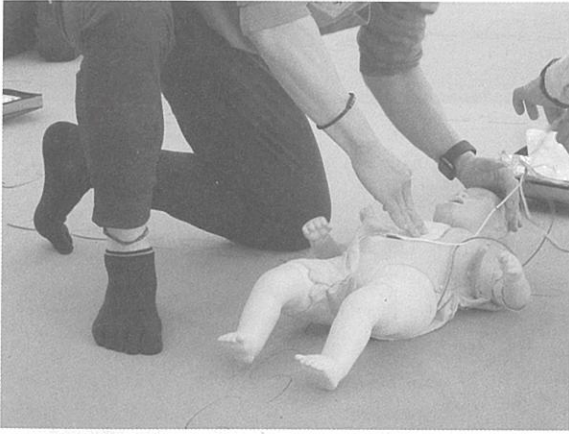
- ・市町村や自治会、ボランティア団体を対象とした講習
- ・企業や団体、教育委員会や学校と連携した講習

■指導員の養成とスキルアップ研修の実施

- ・救急法指導員の養成をします
- ・資格継続研修をはじめとした指導員のフォローアップを行います

■講習資機材の整備

- ・AED訓練用人形の更新をします



幼児安全法

乳幼児期に起こりやすい事故の予防とその手当、かかりやすい病気と発熱・けいれんなどの症状に対する手当などの知識と技術を習得できる講習です。

令和6年度は、幼稚園教諭、保育士が参加する行政主催研修及び各施設における講習等も実施します。

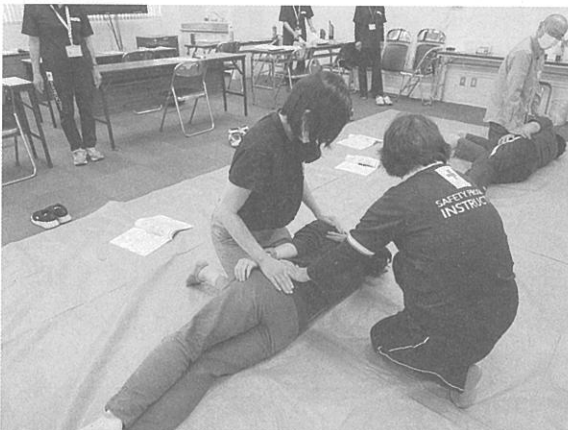


水上安全法

水の事故防止や泳ぎの基本と自己保全、水の事故に遭った際の救助や手当の方法などの知識と技術を習得できる講習です。

令和6年度は、千葉県及びプール施設と協力した管理者や利用者を対象とした講習、学校の教職員を対象とした講習等も実施します。

また、指導者拡充のため、指導員養成を行います。



健康生活支援講習

高齢期を健やかに生きるために必要な、健康増進の知識や高齢者の支援・自立に向け役立つ介護技術を習得できる講習です。

令和6年度は、高齢者の支援が課題となっている地域での講習や、自治会や団地での高齢者支援活動・健康推進活動としての講習を開催します。

また、指導者拡充のため、指導員養成を行います。

赤十字ボランティア



▲幼児向け防災教室の実施（地域奉仕団）

奉仕団

赤十字のボランティアグループを「奉仕団」といいます。

奉仕団は、市区町村ごとに組織されている「地域奉仕団」、青年や学生など若年層ボランティアで組織されている「青年奉仕団」、救急法や看護、語学、アマチュア無線などの特殊な技術を持つボランティアで組織されている「特殊奉仕団」があります。

千葉県内では、全市区町村に「地域奉仕団」があり、地域でのボランティア活動のほか、活動資金の募集にもご協力いただいております。

各団が、それぞれの特徴を生かしたボランティア活動を日々行っております。

また、県単位・団単位、それぞれ研修会を開催し、知識・技術の向上に励んでいます。

防災ボランティア

災害時に、災害ボランティアセンターの運営などを担う赤十字ボランティアを「防災ボランティア」といいます。

個人登録ですが、県内を7つのブロックに分けて平時から活動しており、研修会や訓練を通じ、災害ボランティアとしての研鑽を積んでいます。

青少年赤十字

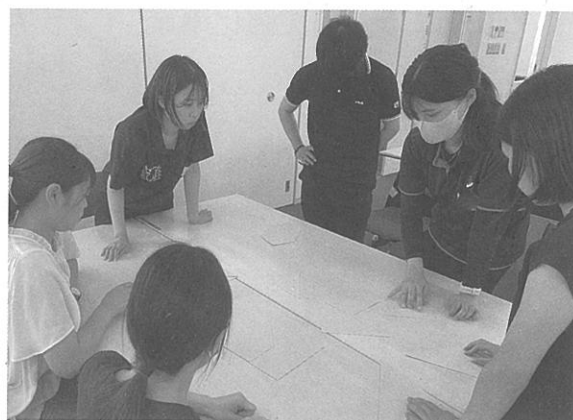


▲国際交流（オンライン）

青少年赤十字は、児童・生徒が赤十字の精神に基づき、日常生活の中での実践活動を通じて、いのちと健康を大切に、地域社会や世界のために奉仕し、世界の人びととの友好親善の精神を育成することを目的として、さまざまな活動を学校教育の中で展開しています。

<令和6年度の主な計画>

- ・地区リーダーシップ・トレーニング・センターの開催
- ・千葉県スタディーセンターの開催
- ・福祉体験学習の支援
（車いす・高齢者疑似体験・避難所体験等資材提供）
- ・防災体験学習（炊き出し等）の実施
- ・防災教育プログラムの活用促進
- ・国際交流派遣事業の開催
- ・海外メンバーとの交流機会の提供
- ・指導者対象研修会の開催と参加促進
- ・県内全教職員を対象とした研修会の開催



▲教師のための指導力アップセミナー

国際活動



▲救急法普及支援事業（ラオス）

国際赤十字の一員として、海外赤十字事業への資金援助及び人的支援を行います。

- ・紛争犠牲者支援事業（南スーダン共和国）
- ・救急法普及支援事業（ラオス）
- ・青少年赤十字海外支援事業（バヌアツ）
- ・コミュニティ防災強化事業（インドネシア）



赤十字思想の普及

企業・団体とのコラボイベント等を通じて、人のいのちと健康、尊厳を守るという赤十字思想の普及に努めます。

また、SNS、フリーペーパーやラジオ等を活用し、広く赤十字への理解を呼び掛けます。

◀Jリーグ試合会場でのイベント出展

活動資金と義援金の違い

令和6年能登半島地震では、多くの方から義援金が寄せられており、報道等で義援金という言葉を目にする機会も多かったと思われます。

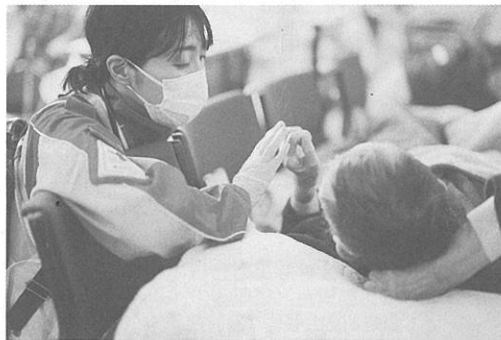
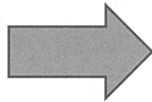
そこで、本冊子を通じてお願いしている「活動資金」と、「義援金」の違いを改めて説明いたします。

活動資金

災害救護や、講習普及事業など、赤十字が推進する事業に活用されます。



寄付者



令和6年能登半島地震で赤十字が行った、医療救護活動や、救援物資の配布といった活動は、活動資金を財源にしています。

義援金

被災者に寄せられるお見舞金のような位置づけです。事業には使われず、被災者へ現金のまま配分されます。

STEP 1



寄付者

STEP 2



義援金受付団体
(自治体・
日本赤十字社等)

寄付の
全額を送金

STEP 3



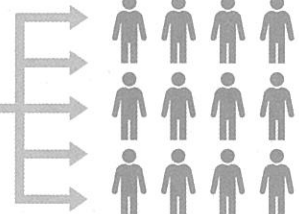
義援金配分委員会
(被害状況に応じて
配分額の決定)

STEP 4



市区町村
(被害状況の把握
義援金の配分)

STEP 5

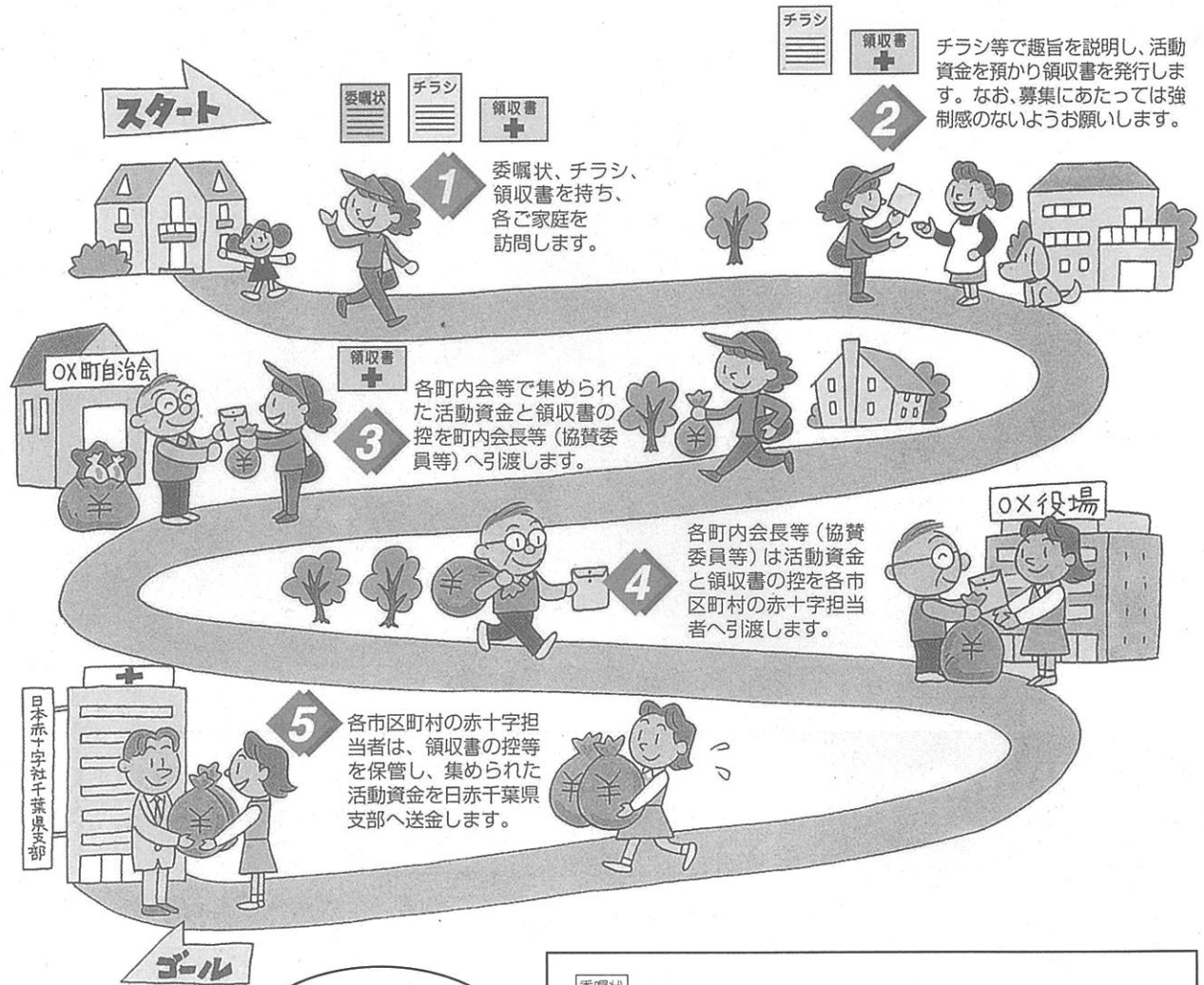


被災された方々

被害状況に応じて、被災者に公平に配分されます。
赤十字は受付団体の一つで、お預かりした義援金は、全額被災地へ送金しています。

3. 赤十字活動資金募集の手順

赤十字活動資金のご協力は、年間を通じて日赤千葉県支部および各市区町村の赤十字担当窓口(地区・分区)で受け付けています。特に5月・6月の運動月間を中心として、町内会・自治会・奉仕団等の皆様による、各ご家庭への訪問等によりご協力をお願いしています。なお、下記の募集手順は、一般的な手順ですので地域により若干異なります。配付資材についても同様です。



赤十字はこうに皆様のご協力によって支えられています

	協賛委員委嘱状	赤十字活動資金募集の業務を委嘱された証。募集活動の際、常に携帯します。
	赤十字活動資金領収書	活動資金をお預かりした際に領収書を発行します。
	赤十字活動紹介チラシ	各家庭に配り、赤十字活動について周知いただけます。

4. 個人の皆様を対象とした活動資金募集

活動資金募集用資料・資材の使い方

1 赤十字の活動紹介チラシ（町内会、自治会配付・回覧用）

赤十字の活動と今後の活動計画を説明する資料です。

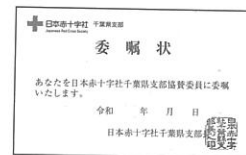
赤十字活動を広く周知し、県民の皆様にご理解いただくため、活動資金募集前に各戸に配布いただくか、各町内会・自治会の組または班などの単位で回覧くださいますようお願いします。



2 協賛委員委嘱状

赤十字活動資金募集を地域で推進していただく皆様に携帯していただきますようお願いします。

(注) 協賛委員とは、各町内会・自治会長をはじめ、同役員の皆様など、赤十字活動資金募集を推進していただく方々です。これは日本赤十字社特有の名称です。



3 「赤十字活動資金」領収書（10枚綴り複写式）

<領収書の取扱い手順>

- (1) 「金額」「年月日」「住所」「氏名」「区分」を、寄付者にご記入をお願いしてください。（寄付者が住所の記入を拒否された場合は、無理なご記入のお願いは避けてください）
- (2) 受領確認のため、訪問された方（取扱者）が、取扱者印の欄に、押印またはサインをお願いいたします。
- (3) 寄付者へ「赤十字活動資金領収書」（赤色枠）をお渡しください。
- (4) 各市区町村の赤十字担当窓口へ「赤十字活動資金領収書控」（青色枠）と「お預かりした寄付金」と「余った領収書」をご提出ください。

- ※1 領収書No.については、各市区町村の赤十字担当窓口の指示のとおりご記入ください。特段の指示がない場合は、町内会・自治会ごとに連番をご記入ください。
- ※2 住所、氏名が印字された領収書を使用する場合は、寄付者にその印字された内容をご確認いただください。なお、変更や誤りがある場合は、お手数ですが、上記手順に従い、手書きによる領収書を発行してください。

領収書（赤色枠）

領収書控（青色枠）

5. 法人・団体の皆様を対象とした活動資金募集

活動資金募集用資料・資材の使い方

1 赤十字の活動紹介（三折型リーフレット）

赤十字の活動と今後の活動計画を説明する資料です。

活動のあらましや活動資金のご協力に対する税制上の優遇措置などの説明が記載されています。

法人・団体を訪問する際に、「活動資金へのご協力をお願い」の文書とともに持参します。

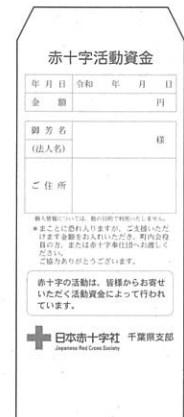
また、各市区町村の赤十字担当窓口と協議のうえ、あらかじめ郵送し、ご協力をお願いする場合があります。



2 「赤十字活動資金」 収納用封筒

活動資金としてお預かりした現金を入れる封筒です。ご協力いただいた法人・団体名、住所を正確に記入し、各市区町村の赤十字担当窓口にご提出ください。

活動資金収納用封筒



3 「赤十字活動資金」 領収書（10枚綴り 複写式）

活動資金のご協力をいただいた際に、その場で金額を記入し発行してください。

住所、法人・団体名を正確に記入してください。

なお、予め住所、法人・団体名が印字された領収書を使用する場合は、ご協力いただいた方に、その印字された内容をご確認いただき、変更や誤りがある場合は修正をお願いします。

領収書



領収書控



上記資材（三折型リーフレット、活動資金収納用封筒、赤十字活動資金領収書）については、個人の皆様を対象とした活動資金募集で使用しても差し支えありません。

6. 赤十字Q&A(よくある質問と回答例)

〔Q1〕日本赤十字社は国の機関ですか？

(A) 日本赤十字社は、世界191の国と地域にある赤十字・赤新月社の一つで、国の機関ではなく、国内単独の民間組織です。

その設立は、日本赤十字社法（昭和27年8月14日法律第305号）という法律に基づいており、国の認可法人の一つです。

日本赤十字社法は、赤十字事業の公共性と国際性とに鑑み制定されたもので、日本赤十字社は世界各国の赤十字・赤新月社と協力して、世界の平和と人類の福祉に貢献できるよう努めなければならないと規定しています。

また、日本赤十字社は、災害救助法の定めるところにより、行政が行う非常災害時の救護業務に従事するなど、国・地方公共団体に協力してその補完的役割を果たすべきと定められています。

※ 認可法人とは、民間の発起人が主務大臣に対して設立にあたっての認可を受けた法人であり、日本赤十字社のほかに日本銀行等があります。

〔Q2〕日本赤十字社の活動の財源はどこから出ているのですか。国や地方公共団体などからの資金援助はないのですか。

(A) 日本赤十字社は、人道の理念に基づき幅広い活動を行っています。

本社や各県支部が中心となって実施する国際救援活動や国内の災害救護活動、救急法などの講習普及事業、青少年赤十字活動などの活動は、赤十字の活動に賛同いただいた皆様からの活動資金によって実施されています。

全国の赤十字病院は、それぞれの病院の診療収入で運営されています。

血液事業は、献血の受け入れから患者さんに血液をお届けするまでの経費を、健康保険で定めた対価(薬価)として医療機関からいただいており、主にこの収入で運営されています。

また、社会福祉施設は、介護保険収入と措置費収入を主な財源として運営されています。

さらに、事業によっては、国、地方公共団体から委託を受けて実施しているものもあります。

〔Q3〕赤十字の業務に対する地方公共団体の協力はどのような根拠によるものですか？

(A) 日本赤十字社は、赤十字に関する諸条約及び日本赤十字社法に基づいて設立された法人であり、国際的にも国内的にもその業務の公共性及び中立性が認められています。

日本赤十字社の業務は、多くの関係者のご理解とご協力によって行われています。とりわけ、地区・分区(各市区町村の赤十字窓口)における事業については、市区町村や社会福祉協議会の多大な援助・協力がなくては行えません。

このことは、日本赤十字社(博愛社)が設立されて以来、地方長官(知事)にその事務を依頼してきたという歴史的経緯、あるいは、日本赤十字社の業務が地方公共団体の業務である住民及び滞在者の安全と健康及び福祉の保持、防災、罹災者の救護等の面で密接な関係にあることによるものです。

〔Q4〕日本赤十字社が毎年実施する赤十字運動月間の目的は何ですか？

(A) 日本赤十字社では、毎年、創立の月にあたる5月を「赤十字運動月間」(千葉県支部では5月と6月)とし、この月間を中心に全国の皆様に赤十字活動への継続的なご支援をお願いし、組織と事業の進展を図ることとしています。

〔Q5〕赤十字の活動資金への協力は任意ですか？

- (A) 赤十字への協力は決して強制ではありません。赤十字の趣旨や事業をよく理解していただいたうえで、自由意思でご協力いただくことになっています。
- 日本赤十字社千葉県支部では、支援者の方々からの年に500円以上を目安とした協力により、継続的な赤十字活動を行っています。

〔Q6〕日本赤十字社の「会員」とは、どのようなものですか？

- (A) 日本赤十字社の目的に賛同し、支援してくださる方のことです。会員には、会費として年額2,000円以上のご協力をいただくことにより、個人・法人を問わずどなたでも加入することができます。
- 日本赤十字社の活動は、支援してくださる会員によって支えられているため、一人でも多くの方に会員になっていただけるようお願いしています。
- また、会員には赤十字事業の活動内容をよりご理解いただけるよう、会員誌などによる情報発信を行っています。

〔Q7〕赤十字活動資金の募集に、なぜ町内会の人々が来るのですか。

- (A) 赤十字の活動は、それぞれの地域で実施されることから、地域の方々の深いご理解の元で支えていただけるようご協力をお願いしています。日本赤十字社は、地域福祉やボランティア活動等、日ごろは地域に根差した活動を行っておりますが、ひとたび災害が発生すると、自治体や地域住民の方々と協力して救護活動を展開する等、赤十字の活動は地域住民の方々と密接な関わりを有しています。
- こうした活動を行うための活動資金の募集をお願いするにあたり、日本赤十字社の各都道府県支部では、市区町村や自治会・町内会へのご協力をお願いしています。
- 自治会・町内会の方には、赤十字の「協賛委員」として募集事務をお引き受けいただき、皆様のご家庭をご訪問いただいています。

〔Q8〕赤十字と共同募金（赤い羽根）とはどう違うのですか。

- (A) 赤十字と共同募金会は異なる団体です。
- 赤十字は、その創設者であるアンリー・デュナンが提唱した「人の命を尊重し、苦しみの中にいるものは、敵味方に区別なく救う」ことを目的とし、191の国と地域で活動する国際的な組織です。
- 日本赤十字社はその一員であり、1877年（明治10年）の西南戦争における負傷者救護活動をきっかけに、今日に至るまで国内外における災害救護活動をはじめ、苦しむ人を救うため幅広い分野で人道的活動を展開しております。なお、「日本赤十字社法」（昭和27年制定）により、組織や事業活動の性格が規定されるとともに、必要に応じて国や地方公共団体の業務に協力すべき団体として位置付けられています。
- 一方、赤い羽根で親しまれている共同募金会は「社会福祉法」に基づいて設立された団体であり、寄付金は様々な地域福祉の課題解決に取り組む民間団体の支援に役立てられています。

〔Q9〕 領収書等に住所、氏名、金額を記入する場合がありますが、入手した個人情報、適正に管理されていますか。

- (A)** 皆様から入手した個人情報については、寄付歴、会員情報、表彰等の管理に限定し、その管理にあたっては「日本赤十字社の有する個人情報保護規定」に基づき、外部に漏れることのないよう人的、物理的、技術的に安全な措置を講じています。
- また、他の目的で利用したり、第三者への情報提供はいたしません。

〔Q10〕 赤十字活動資金を町会・自治会等の年間予算から一括して拠出したり、年会費と併せて募集を行ったりしてもよいのですか？

- (A)** 活動資金のご協力は任意のもので、基本的には戸別訪問による募集をお願いしております。
- 町内会・自治会の年間予算から一括で赤十字活動資金を拠出いただく場合には、構成員にそのことが周知されるだけでなく、総会等での同意を得ることが必要です。
- なお、赤十字活動資金への協力は、個人の自由な意思に基づくもので強制されるものではありません。このことについて、ご理解いただくことが重要です。

〔Q11〕 赤十字奉仕団員が活動資金募集を行うのはなぜですか。

- (A)** 赤十字奉仕団は、赤十字の精神に共感し、赤十字事業を担うため組織されたボランティアグループです。
- こうした立場から、赤十字の事業・活動を支える資金の募集についても積極的に取り組んでいただいています。

7. ご参考に

赤十字の事業にご協力いただくことは、赤十字の組織を通じて、人類の平和と福祉の向上に寄与することです。赤十字の活動主旨にご賛同のうえ、活動資金のご協力をいただける場合は、ご協力の金額によって、表彰させていただきます。赤十字に対する活動資金の拠出は、個人および法人ともに税制上の優遇措置が認められています。

赤十字活動資金のご協力にかかわる税制上の優遇措置について

日本赤十字社への寄付金については、その公益性から、税制上の優遇措置があります。

優遇区分	措置の内容
所得税 (所得控除)	寄付金の金額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%まで)から2千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。
相続税 (非課税)	相続により取得した財産(全部または一部)を寄付した場合、寄付した相続財産の額が相続財産から除外されます。
法人税	日本赤十字社に対する寄付は、「特定公益増進法人に対する寄付金」に該当します。通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額を損金に算入することができます。

赤十字の表彰について

種別	表彰内容	基準額	内容
感謝状	支部長感謝状	10万円以上	一時又は数次にわたり活動資金のご協力をいただき、その合計額が10万円以上に達した方。
有功章	銀色有功章	20万円以上	一時又は数次にわたり活動資金のご協力をいただき、その合計額が20万円以上に達した方。
	金色有功章	50万円以上	一時又は数次にわたり活動資金のご協力をいただき、その合計額が50万円以上に達した方。

国の表彰について

表彰内容	基準額	内容
厚生労働大臣 感謝状	100万円以上	同一年度内に一時または数次に、個人の場合は100万円以上500万円未満、法人・団体の場合は300万円以上1,000万円未満のご協力をいただいた場合に、国に申請します。
紺綬褒章	500万円以上	一時または分納の申し出により個人は500万円以上、法人・団体は1,000万円以上のご寄付をいただいた場合に、授与申請いたします。

8. 日本赤十字社千葉県支部の活動費の総額と内訳(令和6年度予算)

災害救護体制の充実・強化

136,352千円

広域大規模災害に備える!!迅速な救護活動を…

- 救護資機材の整備費 ○救急医療用機器の整備
- 救護看護士の養成費(奨学金など)
- 災害救護訓練に要する経費
- 小災害による被災者への見舞金 等

国際活動の充実

3,210千円

世界の赤十字と連携して…苦しんでいる人を救う

- ラオス救急法普及支援事業への資金援助
- バヌアツ青少年赤十字海外支援事業への資金援助
- インドネシアコミュニティ防災支援事業への資金援助

健康・安全のための知識と技術の普及

34,339千円

助かる命を救うため、
県民にできる救命・応急手当の講習

- 講習用資機材の整備費
- 講習会開催の経費
- 救急法普及啓発イベントの開催経費
- 臨時救護等経費 等

赤十字奉仕団による活動

34,479千円

赤十字のボランティア活動をより力強く

- 研修会開催の経費 ○会議運営の経費 ○周年行事の開催
- 奉仕団活動への助成 等

義肢製作所の運営

57,850千円

障がいがある人々の生活の向上を

- 補助具製作材料費 ○運営諸経費 等

青少年赤十字の活動

33,831千円

"気づき、考え、実行する"子どもを育む

- 県スタディーセンター、地区トレーニングセンター運営費
- 国際交流派遣の経費 ○会議、研修開催の経費
- 青少年赤十字指導者協議会活動への助成
- 指導用資材作成費 等

赤十字精神と社旨の普及

112,402千円

"人道"の精神を広げ根づかせる

- 赤十字思想普及に係る広報、イベント経費
- 活動資金の募集に係る経費 等

地域における赤十字活動

60,187千円

市町村(地区・分区)の赤十字活動に

- 市町村(地区・分区)への交付金

全国的な赤十字事業、活動

82,500千円

- 日赤本社へ全国的事業活動費として送納(社資額の15%)

管理業務

130,803千円

- 外部監査費等
- 会館保守管理、修繕、予備費

各事業共通管理運営

73,135千円

- 備品消耗品費、光熱水費、通信運搬費等
- 損害保険料、諸税等 ○職員研修・福利厚生費 等

活動費 759,088千円

ご協力をお願いする資金
620,000千円

+

雑収入等
(補装具製作収入ほか)
139,088千円